



*Walkable City*  
*Minakama*

# 条例案の概要

(美濃加茂市議会第3回定例会資料)

令和2年9月1日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第78号	美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について	1

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）
条例改正に影響する施行日	令和2年10月1日、令和3年1年1日、令和3年10月1日、令和4年4月1日
改正される法令	地方税法（昭和25年法律第226号）
条例改正に影響する条	法第294条、第295条、第312条、第314条の2、第317条の2、第321条の8、第321条の12、第326条、第327条、第467条、附則第3条の2、附則第34条、附則第34条の2、令第53条の2、附則第3条の2の2

○ 条例改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

（個人の市民税）

○ 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等（第17条、第26条の3関係）

趣旨：全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」及び「男性のひとり親と女性のひとり親との不公平」を同時に解消するために、未婚のひとり親に対する税制上の措置を講ずるとともに、現行の寡婦（寡夫）控除の見直しを行います。

施行日：令和3年1月1日

1 ひとり親控除の創設

令和3年度以後の個人の市民税について、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者（前年の合計所得金額が500万円以下）に、ひとり親控除（控除額30万円）を適用します。

2 寡婦（寡夫）控除の見直し

令和3年度以後の個人の市民税について、上記1のひとり親に該当し

ない寡婦に対しては、引き続き寡婦控除（控除額26万円）を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限（前年の合計所得金額が500万円以下）を設けます。あわせて、寡夫控除は廃止します。

3 市民税の非課税の範囲にひとり親（前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を加えます。

#### （法人の市民税）

#### ○ 法人税（国税）における連結納税制度の見直しに伴う所要の措置（第32条の6及び第32条の8関係）

趣旨：国税の見直しに併せた所要の規定整備を行います。

施行日：令和4年4月1日

法人税では、企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度から、各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行されますが、法人住民税法人税割及び法人事業税所得割については、引き続き企業グループ内の法人の損益通算に影響が及ばないようにする等の所要の措置を講じます。

#### （市たばこ税）

#### ○ 軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し（第76条関係）

趣旨：軽量の葉巻たばこについて、製品特性を踏まえた課税方式へ見直します。

施行日：令和2年10月1日

(1) 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙たばこの0.7本に換算する。

施行日：令和3年10月1日

(2) 令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙たばこの1本に換算する。

#### （延滞金）

#### ○ 国税の改正に合わせた名称の変更及び延滞金の割合の見直し

趣旨：国税の改正に合わせ、名称の変更及び法人市民税の納期限の延長申請があった場合に課される延滞金の割合の引下げを行います。

施行日：令和3年1月1日

名称の変更 改正前：特例基準割合

改正後：延滞金特例基準割合

<該当条文>

- ・美濃加茂市税条例附則第1条の2及び第2条
- ・美濃加茂市道路占用料徴収条例附則第3項
- ・美濃加茂市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例附則第3項
- ・美濃加茂市国民健康保険条例附則第5項
- ・美濃加茂市介護保険条例附則第6条
- ・美濃加茂市後期高齢者医療に関する条例附則第2条
- ・美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例附則第3項
- ・美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例附則第4項

≪参考≫延滞金の割合の見直しに係る概要について

		現 行	改正後
延 滞 金	法定納期限を徒過し履行遅延となった場合に遅延利息として課されるもの	特例基準割合 (平均貸付割合+1%) +7.3%	延滞金特例基準割合 (同左)
1か月以内等	早期納付を促す観点から低い利率	特例基準割合 (平均貸付割合+1%) +1%	延滞金特例基準割合 (同左)
納期限の延長	法人市民税について納期限の延長があった場合に課されるもの	特例基準割合 (平均貸付割合+1%)	(名称なし) (平均貸付割合+0.5%)

※平均貸付割合：各年の前々年の9月から前年の8月まで（現行：前々年の10月から前年の9月まで）の各月の銀行の新規短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日まで（現行：12月15日まで）に財務大臣が告示する割合。  
なお、令和2年分は0.6%。

◎ 施行期日等（附則）

○ この条例は、令和2年10月1日から施行します。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行します。

(1) 第1条中美濃加茂市税条例第17条第1項第2号、第26条の3及び第28条の2第1項ただし書の改正並びに同条例附則第1条の2、第2条第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正並びに第3条から第9条までの規定並びに附則第2条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(2) 第2条中美濃加茂市税条例第76条第2項ただし書の改正及び附則第

6条の規定 令和3年10月1日

(3) 第2条（前号に掲げる改正を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年  
4月1日

○ 延滞金、市民税及び市たばこ税について、経過措置を定めるものです。